第1315号 AFN-1315



1994年1月17日創刊 毎週発行 葵総合経営センターだより週刊版

2020年 5 / 7 (木)

『出席者ゼロでも総会開催が可能 経産省・法務省がQ&Aを公表』

経済産業省と法務省はこのほど、新型コロナウイルス感染症拡大下における「株主総会運営に係るQ&A」を取りまとめて公表した。それによると、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるためにやむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも可能としている。その結果、会場に事実上株主が出席していなかったとしても、株主総会を開催することは可能であるとの見解を示した。事実上のバーチャル株主総会ともいえそうだ。

また、株主総会の会場の規模の縮小や株主の入場制限を行うに際しては、株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させるなどの措置をとることもできるとした。

そのほか、感染拡大防止の観点から、株主総会出席を控える旨の呼びかけや、発熱などの症状を有する株主に対して入場制限などをすることも可能としている。株主総会の運営に関しても、株主が会場に滞在する時間を短縮するため、例年と比べて議事の時間を短くすることや、株主総会後の交流会等を取りやめることも合理的な措置であるとした。

『法務省、基本的対処方針を策定 コロナウイルス感染症に対応』

法務省は13日付で新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針を策定・公表した。

「法務省は国民生活に密接に関わる基本法を所管し、安心・安全な社会を実現するという重要な責務を負っている。感染症がまん延する緊急事態の中でも、職員間で感染がまん延し、多数の職員が出勤不可能となった場合でも、必要な業務を適切に継続し、責務を果たさなければならない」と使命感を強調。(1)感染予防策の徹底(2)職員が感染した場合の感染拡大防止策(3)罹患等により出勤できない職員が多数に及んだ場合でも、職員の健康と生命を守りつつ必要な業務を適正に継続する方策(業務継続計画)―について早急に定め実行していく。窓口業務と来庁者への対応については▽オンラインや郵送等、来庁以外の方法による手続きの活用を検討▽申請期限の延長等の混雑緩和策を検討▽窓口業務を行うには、庁舎入口に看板等を設置し、発熱や咳等の症状がある来庁者は入館を遠慮いただく旨を掲示―など。

さらに、同一庁舎内の会議室の接続を含むテレビ会議システムのさらなる拡充や、テレワークを効果的に実施するための機器の大幅な増加など、デジタル化に係る必要な環境整備を急ぐ一などとしている。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



5月11日(月)はTimelyをお休みさせていただきますので、次回のTimely発信は5月18日(月)の1316号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com

葵総合経営センター